

スクールバス車両管理及び運転業務委託契約書(案)

長野県稻荷山養護学校校長 池内 敬志(以下「委託者」という。)と〇〇〇〇(以下「受託者」という。)は、次の条項により、スクールバス車両管理及び運転業務に関する委託契約を締結する。

(総則)

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(秘密の保持)

第1条の2 受託者は、本契約の履行に際し知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(委託業務)

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

(業務の詳細は、別添「車両管理及び運転業務委託実施要領」(以下「要領」という。)、「令和5年度スクールバス車両管理及び運転業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)による。)

- (1) 車両の管理 4台
- (2) 車両の運転 4台
- (3) 前各号に付随する業務

(履行期間)

第3条 委託業務の履行期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 委託料は、〇〇〇〇円とする。

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円)

(契約保証金)

第5条 受託者は、契約保証金〇〇〇〇円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

- 2 委託者は、第7条第2項の規定により検査に合格し、委託業務完了報告書(成果品)の引渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。
- 3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

○契約保証金の納付を免除する場合(過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の履行実績が2回以上ある場合)

第5条 契約保証金は、 円とし、その納付を免除する。

- 2 受託者は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として、委託者に納付しなければならない。

(車両の貸与及び保守)

第6条 前条の規定により受託者が委託業務を行う車両は、次のとおりとし、別に締結するスクールバス車両貸付契約により、委託者は受託者に有償で貸与するものとする。ただし、その納付は免除する。

車両登録番号	車種	車名	年式	備考
長野 800 は 1060	普通	日野メルファ	平成27年式	長野便
長野 830 さ 3308	普通	日野メルファ	平成19年式	須坂便
長野 830 す 3308	普通	日野メルファ	平成19年式	新町便
長野 800 は 819	普通	日野メルファ	平成23年式	上田便

- 2 受託者は、前項の車両の引き渡しを受けたときは、貸与車両については善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(申出の義務)

第7条 受託者は、この契約締結後、事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは委託者に不利となったときは、その都度委託者に申し出て必要な指示を受けなければならない。

(車両運行の時間等)

第8条 受託者が委託業務を実施する時間は、次のとおりとする。

平日 6:40 ~ 8:40(車両管理の時間を除く学校発着時間)

15:15 ~ 17:30(車両管理の時間を除く学校発着時間)

- 2 委託者は、業務の都合により必要あるときは、前項に定める日及び前項に定める日以外の日において、その都度受託者に連絡して時間外に委託業務を行わせることができる。

(調査等)

第9条 委託者は、この委託業務の処理状況について、隨時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

(業務完了報告及び検査)

第10条 受託者は、委託業務完了後5日以内に別添要領に定めるところにより、委託業務の成果に関する報告書等を委託者に提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の報告書の提出があったときは、10日以内に受託者の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。
- 3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。
- 4 前2項の規定による検査に直接要する費用は受託者の負担とする。

(委託料の支払)

第11条 第4条に定める委託料の支払は、総額を12等分し毎月支払うものとする。

なお、各月の金額に1円未満の端数が出る場合は、切り捨てた額で請求し、最終月の請求時に調整するものとする。

- 2 委託者は、前条の規定により引渡しを受けた後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- 3 委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(遵守事項)

第12条 受託者は、委託業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、善良な管理者の注意をもって処理しなければならない。

(車両管理責任者及び車両管理員の選任等)

第13条 受託者は、第2条の業務を行うため、車両管理責任者及び車両管理員を定め、予め委託者に通知するものとする。

2 車両管理責任者は、現場の業務実施の責任者であり、委託者の連絡等を受け、車両管理員に対する日常業務の指示、指導監督を行う任にあたる。

(車両保管の責任)

第14条 受託者は、車両運行時間以外の時間における車両の保管についても、その責任を負わなければならない。

(任意保険の加入)

第15条 受託者は、委託契約実施中、別に定める任意保険(車両、対人、対物及び搭乗者保険)に加入しなければならない。

2 受託者は、前項による任意保険に加入したときは、直ちに委託者にその内容を報告しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第16条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第17条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が、特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第18条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合は、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(損害賠償責任)

第19条 受託者は、次にかかる一の理由が生じたときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 受託者が、業務の実施に関し、委託者または第三者に損害を与えたとき。

(2) 次条の定めによりこの契約が解除された場合において、受託者が委託者に損害を与えたとき。

(契約解除)

第20条 委託者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受託者が、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができない

ことが明らかと認められるとき。

- (2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第20条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受託者(受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第20条の3 委託者は、この契約の受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(歳出予算に計上されない場合の解除)

第20条の4 委託者は、委託者の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受託者に損害が生じたときは、委託者にその損害を請求することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第21条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないときは、又は第10条第1項に規定する期限までに委託業務の成果に関する報告書等を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務完了報告書(成果品)を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第11第2項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 受託者は、第11条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

4 受託者は、第20条から第20条の3までの規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

5 委託者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

6 受託者は、第1項又は第4項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第22条 受託者は、第20条の2の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならぬ。契約を履行した後も同様とする。ただし、第20条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第23条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(A)この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

(B)この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者と受託者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

[注](A)は紙の契約書を作成する場合、(B)は電子契約を行う場合に使用する。

令和5年 月 日

委託者 長野県千曲市大字野高場1795

長野県稻荷山養護学校長 池内 敬志 印

受託者

印